

資料提供
令和5年2月17日
課名:産業廃棄物対策課
担当:河村
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社大西建設工業に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県東部厚生環境事務所福山支所）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	株式会社大西建設工業 代表取締役 <small>おおにし ひでのり</small> 大西 秀憲 （広島県福山市千田町大字千田 1974 番地 1）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第 03407199572 号 許可年月日：平成 30 年 1 月 24 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和 5 年 2 月 17 日
処分理由	同社の政令使用人は、平成 31 年 3 月 2 日付けで、広島地方裁判所福山支部において、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に係る罪により、懲役 1 年、執行猶予 3 年の刑が確定したところ、再度、令和元年 10 月 5 日付けで、広島地方裁判所福山支部において、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法に係る罪により、懲役 1 年 10 か月の刑が確定することとなり、前刑の執行猶予が取り消されたことと合わせて、令和 4 年 6 月 10 日にこれらの刑の執行を終了した。 このことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に該当するものとして法第 14 条第 5 項第 2 号ニで規定する同号イに該当する者のうち法第 7 条第 5 項第 4 号ハに規定する者に該当するため。